

つくり、周辺住民に迷惑を及ぼさないために、市内に空き地を所有している方は、年2回程度の除草を行ってください。

管理を怠ることは雑草の繁茂や樹木の自生につながり、近隣の方に不快感を与えるだけでなく、病虫害が発生する原因にもなります。

関くらし支援課Tel28―8013

「Jアラートの」

放送伝達試験の実施

FMなかそらち(FMG, Sky / 77.9MHz)の電波を介して、試験放送が流れます。専用の自動起動ラジオをお持ちの方は、試験放送実施時に自動的にラジオが起動しますので、音声聞こえるかを確認できるよう、あらかじめラジオの受信状況などをご確認ください。

日時 6月7日(水) 11時

放送内容 「これはJアラートのテストです」×3回

防災危機対策課Tel28―8003

ラジオのイラスト

献血にご協力をお願いします

福祉

福祉課Tel28―8024

献血にご協力をお願いします

福祉

福祉課Tel28―8024

献血にご協力をお願いします

福祉

福祉課Tel28―8024

児童手当の現況届

福祉課

福祉課Tel28―8025

児童手当の現況届

福祉課

福祉課Tel28―8025

児童手当の現況届

福祉課

福祉課Tel28―8025

申請場所 福祉課(市役所1階)11番窓口

※郵送による申請も受け付けていますので、希望される場合はお問い合わせください。

関福祉課Tel28―8022

地域相談員・障がい者相談員

地域相談員・障がい者相談員

関福祉課Tel28―8022

地域相談員・障がい者相談員

地域相談員・障がい者相談員

関福祉課Tel28―8022

福祉団体への助成について

福祉課

福祉課Tel28―8022

福祉団体への助成について

福祉課

福祉課Tel28―8022

福祉団体への助成について

福祉課

福祉課Tel28―8022

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽し行う教室です。

関くらし支援課Tel28―8013

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽し行う教室です。

関くらし支援課Tel28―8013

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽し行う教室です。

関くらし支援課Tel28―8013

墓地のごみは 持ち帰りましょう

市管理墓地には、ごみの集積場所を設置していません。

お墓参り・清掃時のごみや草花、供物はお持ち帰りください。

関くらし支援課Tel28―8013

墓地のごみは 持ち帰りましょう

市管理墓地には、ごみの集積場所を設置していません。

お墓参り・清掃時のごみや草花、供物はお持ち帰りください。

関くらし支援課Tel28―8013

墓地のごみは 持ち帰りましょう

市管理墓地には、ごみの集積場所を設置していません。

お墓参り・清掃時のごみや草花、供物はお持ち帰りください。

関くらし支援課Tel28―8013

看板などの落下防止点検 実施等をお願いします

台風による強風や地震により、大型看板などの工作物が歩道等に落下する事故を防ぐために、建物や工作物を所有または管理している方は、看板などの落下防止点検をお願いします。

設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊や落下のおそれがあるものについては、速やかに撤去もしくは改修をお願いします。

特に、取り付け部にサジが発生しているものに関しては、地震や強風などの発生後に、そのつど点検を実施してください。

関建築住宅課Tel28―8040

看板などの落下防止点検 実施等をお願いします

台風による強風や地震により、大型看板などの工作物が歩道等に落下する事故を防ぐために、建物や工作物を所有または管理している方は、看板などの落下防止点検をお願いします。

設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊や落下のおそれがあるものについては、速やかに撤去もしくは改修をお願いします。

特に、取り付け部にサジが発生しているものに関しては、地震や強風などの発生後に、そのつど点検を実施してください。

関建築住宅課Tel28―8040

看板などの落下防止点検 実施等をお願いします

台風による強風や地震により、大型看板などの工作物が歩道等に落下する事故を防ぐために、建物や工作物を所有または管理している方は、看板などの落下防止点検をお願いします。

設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊や落下のおそれがあるものについては、速やかに撤去もしくは改修をお願いします。

特に、取り付け部にサジが発生しているものに関しては、地震や強風などの発生後に、そのつど点検を実施してください。

関建築住宅課Tel28―8040

はかり定期検査

今年度は計量法で定められた2年に一度の「はかりの定期検査」の年です。事業所などで所持している取り引きや証明用に使用している小型はかり(ひょう量1t未満)が検査対象となります。また、農家がインターネットで注文を受け商品を発送する際に使用するはかりも検査対象となります。

前回の定期検査(令和3年10月実施)を受検された事業所などには、今回の定期検査実施前に事前調査を行いますのでご協力をお願いします。

なお、前回の定期検査で免除となったはかりも、今回の検査対象となります。また、新たに小型はかりを使用することになった事業所がありましたら、くらし支援課までご連絡ください。

関税務課Tel28―8019

はかり定期検査

今年度は計量法で定められた2年に一度の「はかりの定期検査」の年です。事業所などで所持している取り引きや証明用に使用している小型はかり(ひょう量1t未満)が検査対象となります。また、農家がインターネットで注文を受け商品を発送する際に使用するはかりも検査対象となります。

前回の定期検査(令和3年10月実施)を受検された事業所などには、今回の定期検査実施前に事前調査を行いますのでご協力をお願いします。

なお、前回の定期検査で免除となったはかりも、今回の検査対象となります。また、新たに小型はかりを使用することになった事業所がありましたら、くらし支援課までご連絡ください。

関税務課Tel28―8019

はかり定期検査

今年度は計量法で定められた2年に一度の「はかりの定期検査」の年です。事業所などで所持している取り引きや証明用に使用している小型はかり(ひょう量1t未満)が検査対象となります。また、農家がインターネットで注文を受け商品を発送する際に使用するはかりも検査対象となります。

前回の定期検査(令和3年10月実施)を受検された事業所などには、今回の定期検査実施前に事前調査を行いますのでご協力をお願いします。

なお、前回の定期検査で免除となったはかりも、今回の検査対象となります。また、新たに小型はかりを使用することになった事業所がありましたら、くらし支援課までご連絡ください。

関税務課Tel28―8019

空き地の除草をお願いします

生活環境の保全を図るために空き家や倉庫等は、所有者などの責任において適正に管理することが法律や条例で定められています。市は管理が適正ではない所有者などに対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告、命令し、正当な理由なく命令に従わないときは、行政処分ができることとなっています。

建物の状態に応じて解体、撤去修繕をするなど、適正な管理をお願いします。

関くらし支援課Tel28―8013

空き地の除草をお願いします

生活環境の保全を図るために空き家や倉庫等は、所有者などの責任において適正に管理することが法律や条例で定められています。市は管理が適正ではない所有者などに対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告、命令し、正当な理由なく命令に従わないときは、行政処分ができることとなっています。

建物の状態に応じて解体、撤去修繕をするなど、適正な管理をお願いします。

関くらし支援課Tel28―8013

空き地の除草をお願いします

生活環境の保全を図るために空き家や倉庫等は、所有者などの責任において適正に管理することが法律や条例で定められています。市は管理が適正ではない所有者などに対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告、命令し、正当な理由なく命令に従わないときは、行政処分ができることとなっています。

建物の状態に応じて解体、撤去修繕をするなど、適正な管理をお願いします。

関くらし支援課Tel28―8013